

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	法令番号	平成20年第87号	
手続名	計画の認定の取り消し	根拠条項	第14条	
処分基準	<p>第十四条 所管行政庁は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 認定計画実施者が前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>二 認定計画実施者から認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出があったとき。</p> <p>三 認定長期優良住宅建築等計画(第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。)に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されないとき。</p>			
	対応区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>土木事務所 又は建築住宅課※</p>	<p>交付機関</p> <p>土木事務所 又は建築住宅課※</p>

※第三号については建築住宅課のみ